

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 「三つの密」を徹底的に回避します
 - ・毎時の換気
 - ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・触れ合わない距離での間隔の確保
- 2 感染防止の対策を行います
 - ・発熱などの症状がある方の制限
 - ・症状のある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
 - ・共用する物品などの最小化
 - ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面場所における、空気の流れを阻害し
ないパーティション(アクリル板・ビニ
ールカーテン等)の設置
 - ・毎時の換気と消毒の徹底
 - ・共通タオルの廃止、
- 4 安心に向けた工夫をします
 - ・行列をなくす工夫
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- 6 感染対策に特に留意します
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します
 - ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

遊技業として次の取組を行います

- 9 広告宣伝の自粛
 - ・全国の感染状況を踏まえ、広告宣伝の自粛を検討する。
- 10 営業時間短縮など
 - ・県から営業時間短縮の要請があった場合に、営業時間の短縮を検討します。
- 11 店外照明の減灯
 - ・営業時間の短縮等と併せて、ネオンサインを含む店外照明の減灯についても配慮します。ただし、安全面を優先するため、駐車場及び通路等は減灯しません。
- 12 その他
 - ・これらの取り組みのほか、パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会が示す「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」を遵守します

宣言日： 令和2年5月21日（令和5年3月3日改訂）

名称： 埼玉県遊技業協同組合

※詳細はホームページ（<http://www.s-yukyo.or.jp>）をご覧ください



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」